

# 看護職賠償責任保険のご案内

※このご案内書は、上記保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。上記保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続、その他ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または東京海上日動までお問い合わせください。ご契約に際しては必ず「重要事項説明書」をご確認ください。

## 看護職賠償責任保険の内容

### 保険の仕組み

看護職賠償責任保険は、看護師、准看護師、保健師または助産師が、看護業務の遂行に起因して発生した他人の身体の障害について負う法律上の賠償責任を補償する保険です。

このご案内書で使用する用語の意味は、次のとおりです。

被保険者	この保険契約において補償を受けることができる方
身体の障害	傷害、疾病またはこれらに起因する後遺障害もしくは死亡
財物の損壊	財物の滅失、破損または汚損
支払限度額	保険会社がお支払いする保険金の限度額
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
看護業務	保健師助産師看護師法に規定される次の業務であって、日本国内において遂行されるものをいいます。 ア. 看護師の資格を有する者が行う看護師としての業務 イ. 准看護師の資格を有する者が行う准看護師としての業務 ウ. 保健師の資格を有する者が行う保健師または看護師としての業務 エ. 助産師の資格を有する者が行う助産師または看護師としての業務 オ. アからエまでに付随する業務
人格権侵害	次のいずれかの行為(不当行為)によって発生した、他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。 ・不当な身体の拘束 ・口頭または文書もしくは図画等による表示
発見	被保険者が事故を最初に認識した時(認識し得た時を含みます。)、または被保険者に対して損害賠償請求がなされた時(なされるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。))のいずれか早い時点をいいます
基本契約	賠償責任保険普通保険約款に保健師・助産師・看護師特別約款を組み合わせた契約をいいます。

### 被保険者の範囲

保健師助産師看護師法に規定される看護師、准看護師、保健師、助産師の方。  
看護助手の方はご加入いただくことができませんので、ご注意ください。

### 保険金をお支払いする場合

被保険者による看護業務の遂行に起因して発生した他人の身体の障害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いするのは、身体の障害が保険期間中に日本国内において発見された場合に限りです。

たとえば、次のようなケースが考えられます。

- ① 看護師が医師の指示と異なった薬剤を点滴してしまい、患者が死亡した。
- ② 看護師が医師の指示により採血を行った際に患者の身体を傷つけてしまった。

### お支払いの対象となる損害

- ① 法律上の損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に保険会社の同意が必要となります。
- ② 争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)
- ③ 損害防止軽減費用 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した費用
- ④ 緊急措置費用 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ⑤ 協力費用 保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

※詳細は、保険約款でご確認ください。

## 保険金のお支払い方法

【損害賠償金】裏面に記載の①の法律上の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{損害賠償金}$$

【各種費用】裏面に記載の②～⑤の費用は、原則としてその全額がお支払いの対象となります（支払限度額は適用されません。）。ただし、②争訟費用については、「損害賠償金 > 支払限度額」となる場合は、次の式に従ってお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{損害賠償金}}$$

## 保険期間

1年間

## お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

- ・法令で定める所定の資格を有しない者が遂行した看護業務
- ・自動車、原動機付自転車、航空機または船舶の所有、使用または管理
- ・被保険者が所有、使用または管理する不動産または動産（看護業務に使用する機械または器具を除きます。）
- ・名誉棄損または秘密の漏えい(\*1)
- ・美容を唯一の目的とする業務 ・看護業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ・被保険者が助産所の開設者である場合における助産または妊婦、じよく婦もしくは新生児の保健指導に起因する損害
- ・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議 ・地震、噴火、洪水、津波、高潮
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（看護業務の遂行にあたって使用または管理する財物の損壊を除きます。）
- ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ・排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
- ・被保険者の占有を離れた財物の損壊自体
- ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して提供した財物であって被保険者の占有を離れたものまたは被保険者の行った業務の結果
- ・最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
- ・事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為
- ・被保険者によって、または被保険者の了承もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）
- ・被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ・広告・宣伝活動、放送活動または出版活動

(\*1) 人格権侵害担保特約条項で補償対象となる損害については、この規定は適用されません。

## 付帯されている特約

### ●財物損壊担保特約条項

看護業務の遂行に起因して発生した患者さんや見舞客等の他人の財物の損壊（看護業務の遂行にあたって使用もしくは管理する財物の損壊を含みます。）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。保険金をお支払いするのは、財物の損壊が保険期間中に日本国内において発見された場合に限りです。

### ●人格権侵害担保特約条項

保険期間中に日本国内において行われた看護業務の遂行に伴う不当行為によって発生した人格権侵害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

### ●初期対応費用担保特約条項

この保険の対象となる事故が発生し、被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、応訴のために負担する事故再現実験費用や意見書・鑑定書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる訴訟対応費用を被保険者が支出したことによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。

## 保険料ご案内

### ご契約条件

<支払限度額・免責金額> (\* ) 人格権侵害担保特約条項の支払限度額は、基本契約の支払限度額と共有となります。

	支払限度額	免責金額 (1事故)	年間保険料 (1名) 保険期間: 1年
対人賠償 (基本契約)	1事故: 1億円 保険期間中: 3億円	0円	3,340円 ※年間保険料は次の条件をもとに算出しております。 (保険料算出基礎数字 (被保険者数): 1名)
財物損壊	1事故・保険期間中: 100万円	0円	
人権侵害 (* )	1事故: 1億円 保険期間中: 3億円	0円	
初期対応費用	1事故: 500万円 (身体障害についての見舞費用は、1被害者あたり10万円が限度)	なし	

## 医師賠償責任保険との関係

### 看護師の業務と医師賠償責任保険との関係

- 看護師が行う業務は、法令上「傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話または診療の補助」と規定されています。具体的には次のとおりです。

療養上の世話	患者の体を拭くなどの業務
診療の補助	注射、採血、調剤、投薬、血圧等の測定、脈拍・超音波・心電図・脳波等の生理学的検査などの業務

- 看護師は、医師の指示のもとでなければ医療行為を行うことはできません。看護師が開業医・病院等に雇用されている場合は、看護師の過失によって生じた医療過誤については、一般的に使用者である開業医・病院等が民法上の使用者責任を負います。この場合、まず開業医・病院等が付保している医師賠償責任保険で対応するものの、後から看護師個人の責任について医師賠償責任保険から代位求償されることがあります。このほかにも、被害者から、開業医・病院等と共に看護師個人に対して直接、損害賠償請求がなされる可能性があります。
- したがって、事故発生時には、本保険に関する責任の有無、責任の範囲、紛争の解決方法(示談、訴訟など)について勤務先の病院・診療所の判断を十分に確認させていただくこととなります。

## ご注意事項

### ◆もし事故が起きたときは

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したことを発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

### ◆示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様(被保険者)ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。

なお、保険会社の承認を得ないでお客様側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

### ◆保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、保険会社に対して保険金を請求することができます。(保険法第22条第2項)

このため保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

### ◆ご契約の際のご注意

#### 〈告知義務〉

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。\*代理店には、告知受領権があります。

#### 〈通知義務〉

ご契約後に申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかにご契約の代理店または保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にもご契約の代理店または保険会社にご連絡ください。

#### 〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

#### 〈保険料領収前に生じた事故〉

保険期間が始まった後であっても、ご契約の代理店または保険会社が保険料を領収する前に発見された事故による損害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。



#### 〈保険料についての注意点〉

保険料はご契約と同時に支払ってください。保険料を分割払いで支払っていただく場合、初回保険料はご契約と同時に支払ってください。第2回目以降の分割保険料は、払込期日までに支払ってください。所定の期日までに分割保険料の入金がない場合には、その払込期日後に起きた事故による損害に対して保険金をお支払いできません。また、ご契約が失効したり、ご契約を解除させていただくことがあります。

#### 〈解約と解約返れい金〉

ご契約の解約(ご契約者の意思により、保険契約の効力を保険期間中に将来に向かって消滅させること。)については、ご契約の代理店または保険会社までご連絡ください。

返還される保険料があっても、多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご契約はぜひ継続されることをご検討ください。

既にお支払いいただいた保険料と保険会社より返還する保険料の差額が最低保険料に満たない場合には、既にお支払いいただいた保険料から最低保険料を差し引いた金額を返還します。ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

#### 〈保険料領収証〉

保険料お支払いの際は、保険会社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。

#### 〈代理店の業務〉

代理店は、保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約は、保険会社と直接締結されたものとなります。

#### 〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(\*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(\* ) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

#### 〈ご契約者と被保険者が異なる場合〉

ご契約者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

## お問い合わせ先

#### 〈取扱代理店〉

株式会社エージェント

(所在地) 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町15-3 TS保土ヶ谷ビル5F

(TEL) 045-340-3071

(FAX) 045-340-3072

#### 〈引受保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 横浜中央支店 専業代理店支援チーム

(所在地) 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-4 みなとみらいビジネススクエア5F

(TEL) 045-224-3507

(FAX) 045-224-3509